

1 生活環境の保全

○大気の保全

ア 大気環境の概況

大気汚染は、事業活動や自動車の運転など人間の諸活動に伴い、石油や石炭などの化石燃料を大量に消費し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの汚染物質が大気中に大量に排出されることによって発生します。

主な原因物質としては、工場・事業場、自動車などから排出される硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)、ばいじん、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)などがあげられます。

これらの濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼすため、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として大気汚染に係る環境基準が定められており(環境基本法第16条第1項)、これを達成するため、工場・事業場に対し、大気汚染物質に係る排出規制などを実施しています。

イ 大気環境の現況

◇常時監視体制

本市では、堤小学校、甲田小学校、新城中央小学校、橋本小学校及び旧大栄小学校の5カ所に測定機を設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質濃度を常時監視しています。

表 3-41 大気汚染常時監視測定項目

図上番号	測定局名	測定項目						
		二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素
①	堤小学校	○	○		○	○		
②	甲田小学校		○			○	○	
③	新城中央小学校					○		
④	橋本小学校		◎	◎		◎		◎
⑤	旧大栄小学校		○			○		○

○一般環境大気測定局：堤小、甲田小、旧大栄小、新城中央小
◎自動車排出ガス測定局：橋本小



図 3-31 大気汚染測定地点 (青森)



図 3-32 大気汚染測定地点 (浪岡)

◇環境基準達成状況

令和5年度は、大気汚染物質濃度は概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準(1時間値 0.06ppm)を年間で43時間超過し、最高濃度は、0.078ppmに達したため環境基準を達成していないものの、緊急時の注意報発令基準である0.12ppmには至っていません。

表3-42 環境基準達成状況一覧(令和5年度)

測定項目		堤小学校	甲田小学校	新城中央小学校	橋本小学校	旧大栄小学校
二酸化硫黄(SO2)	短期	○	—	—	—	—
	長期	○	—	—	—	—
二酸化窒素(NO2)		○	○	—	○	○
光化学オキシダント(Ox)		×	—	—	—	—
一酸化炭素(CO)	短期	—	—	—	○	—
	長期	—	—	—	○	—
浮遊粒子状物質(SPM)	短期	○	○	○	○	○
	長期	○	○	○	○	○
微小粒子状物質(PM2.5)	短期	—	○	—	—	—
	長期	—	○	—	—	—

○ 基準を達成した項目 × 基準を達成しなかった項目 — 測定未実施

◇大気汚染物質常時監視結果

a 二酸化硫黄(SO2)

令和5年度は、堤小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1時間値の日平均値 0.04ppm 以下”及び短期的評価基準“1時間値が 0.1ppm 以下”をいずれも達成しています。

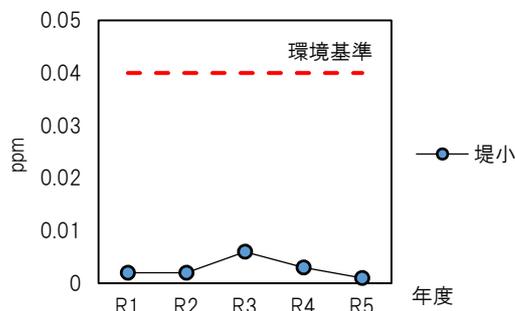


図3-33 二酸化硫黄の日平均値の推移

b 二酸化窒素(NO2)

令和5年度は堤小学校、甲田小学校、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準である“1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること”を全ての地点で達成しています。

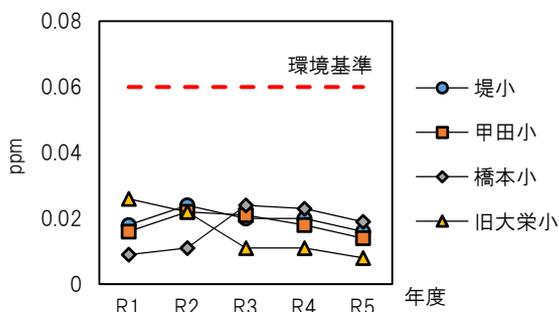


図3-34 二酸化窒素の日平均値の推移

c 光化学オキシダント(Ox)

令和5年度は、堤小学校で測定を行い、環境基準である“1時間値が0.06ppm以下であること”に対して、1時間値の最大値が0.078ppmであったことから、環境基準を達成しませんでした。なお、日平均値は0.024ppmとなっており、過去5年横ばいで推移しています。

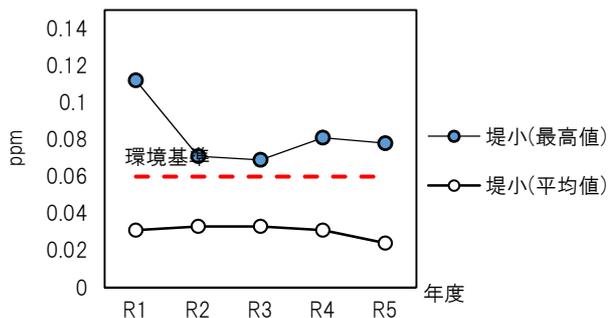


図3-35 光化学オキシダントの昼間の1時間値の推移

光化学オキシダントについては、本市を含め県内全域で春季に高い濃度が観測されており、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられるほか、アジア大陸からの越境汚染の影響も考えられています。また、全国的に環境基準達成率が低い状態となっており、今後、国内における光化学オキシダントの削減が急務となっています。

d 一酸化炭素(CO)

令和5年度は、橋本小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1日平均値が10ppm以下であること”及び短期的評価基準“1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること”をいずれも達成しています。

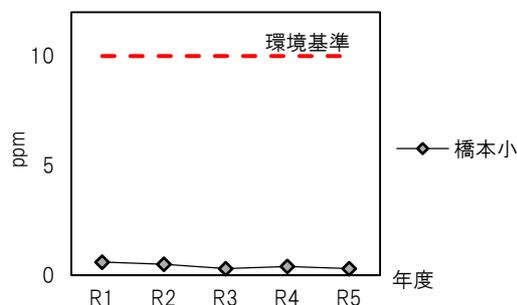


図3-36 一酸化炭素の年平均値の推移

e 浮遊粒子状物質(SPM)

令和5年度は堤小学校、甲田小学校、新城中央小学校、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であること”及び短期的評価基準“1時間値が0.20 mg/m³以下であること”を全ての地点で達成しています。

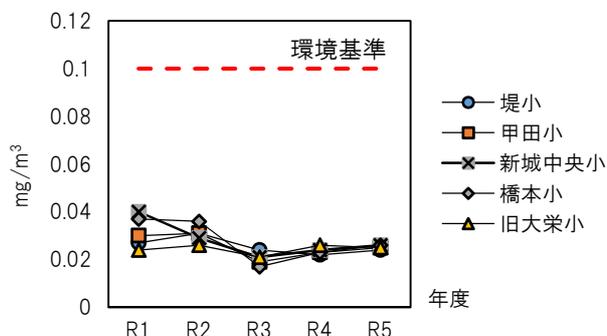


図3-37 浮遊粒子状物質の日平均の推移

f 微小粒子状物質(PM2.5)

令和5年度は、甲田小学校で測定を行い、環境基準である長期的評価基準“1年平均値 15µg/m³以下であること”及び短期的評価基準“1日平均値が35µg/m³以下であること”をいずれも達成しています。

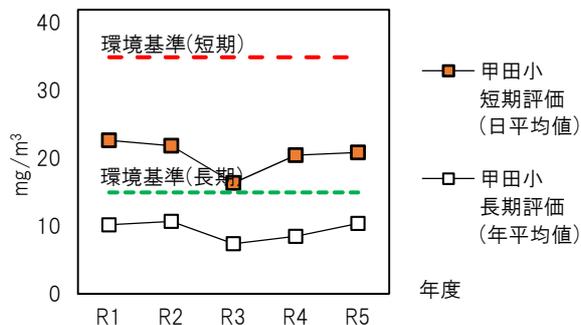


図3-38 微小粒子状物質の短期的評価及び長期的評価の推移

g 非メタン炭化水素(NMHC)

令和5年度は、橋本小学校、旧大栄小学校で測定を行い、環境基準の設定はありませんが、指針値である“午前6時～9時の3時間の平均値が0.20～0.31ppmC以下”を、年平均値は下回っていましたが、橋本小学校で0.20ppmCを上回った日が2日(最大0.24ppmC、平均0.05ppmC)、旧大栄小学校で1日(最大0.22ppmC、平均0.02ppmC)ありました。

◇有害大気汚染物質モニタリング

有害大気汚染物質による人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)を含む有機化合物(14物質)及び金属類(7物質)について、堤小学校と橋本小学校の2地点において月1回(24時間)の頻度で大気環境中の濃度を測定しました。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準を達成しています。

また、大気の汚染に係る指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、アセトアルデヒド、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物の11物質についても、指針値を下回っていました。

表3-43 有害大気汚染物質モニタリング調査結果(令和5年度)

測定対象物質	一般環境		沿道		環境基準 (指針値) <年平均値>	単位
	堤小学校		橋本小学校			
	年平均値	最低値～最高値	年平均値	最低値～最高値		
ベンゼン	0.34	0.087～0.80	0.32	0.068～0.71	3以下	μg/m ³
トリクロロエチレン	0.019	<0.0023～0.057	—	—	130以下	
テトラクロロエチレン	0.033	<0.007～0.12	—	—	200以下	
トルエン	0.97	0.22～1.8	0.97	0.19～2.0	—	
ジクロロメタン	0.60	0.21～1.2	—	—	150以下	
アクリロニトリル	0.016	<0.0014～0.036	—	—	(2以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0071	<0.0010～0.018	—	—	(10以下)	
塩化メチル	1.0	0.64～1.7	—	—	(94以下)	
クロロホルム	0.070	0.042～0.12	—	—	(18以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.082	0.043～0.15	—	—	(1.6以下)	
1,3-ブタジエン	0.037	0.0089～0.073	0.036	0.0082～0.065	(2.5以下)	
酸化エチレン	0.047	0.031～0.068	—	—	—	
アセトアルデヒド	0.94	0.35～1.8	0.95	0.086～1.7	(120以下)	
ホルムアルデヒド	1.8	0.61～4.0	1.9	0.034～4.7	—	
ベンゾ[a]ピレン	0.043	0.0068～0.11	0.047	0.0064～0.16	—	ng/m ³
ニッケル化合物	2.8	0.28～8.6	—	—	(25以下)	
バリウム及びその化合物	0.046	<0.018～0.32	—	—	—	
マンガン及びその化合物	21.	2.1～150	—	—	(140以下)	
クロム及びその化合物	5.0	0.81～21	—	—	—	
ヒ素及びその化合物	1.5	0.14～5.7	—	—	(6以下)	
水銀及びその化合物	1.7	0.85～2.2	—	—	(40以下)	

2 環境基準等

○ 大気汚染

① 大気汚染に係る環境基準

ア 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値が35μg/m ³ 以下であること	<p>長期基準（1年平均値に関する基準）及び短期基準（1日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の1年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。 <p>（注）自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。</p>
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	
二酸化窒素	1時間値の日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること	<p>年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。</p>

備考

- 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

イ 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	年平均値が ^a 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が ^a 0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が ^a 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	年平均値が ^a 0.15mg/m ³ 以下であること

備考

- この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

②大気汚染緊急時の注意報等の発令基準

大気汚染防止法第23条第1項及び第2項に規定する大気汚染に係る緊急時の事態が発生した場合に青森県が発令する注意報等の発令基準及び、微小粒子状物質(PM2.5)が国の「注意喚起のための暫定的な指針」に定める指針値を超えると予想される場合に青森県が実施する注意喚起の基準は以下のとおりです。

◇緊急時注意報等発令・解除基準(青森県大気汚染緊急時対策要綱別表2)

大気汚染物質名	注意報発令基準	警報発令基準
	対象地域内の1以上の測定局で以下のいずれかの大気汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認められるとき。 (大気汚染防止法施行令第11条第1項)	対象地域内の1以上の測定局で以下のいずれかの大気汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状態が継続すると認められるとき。 (大気汚染防止法施行令第11条第2項)
硫黄酸化物	【硫黄酸化物注意報】 1 1時間値0.2ppm以上の状態が3時間継続した場合 2 1時間値0.3ppm以上の状態が2時間継続した場合 3 1時間値が0.5ppm以上の状態になった場合 4 1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上の状態になった場合	【硫黄酸化物警報】 1 1時間値0.5ppm以上の状態が3時間継続した場合 2 1時間値0.7ppm以上の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	【浮遊粒子状物質注意報】 大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の状態が2時間継続した場合	【浮遊粒子状物質警報】 大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	【一酸化炭素注意報】 1時間値30ppm以上の状態になった場合	【一酸化炭素警報】 1時間値50ppm以上の状態になった場合
二酸化窒素	【二酸化窒素注意報】 1時間値0.5ppm以上の状態になった場合	【二酸化窒素警報】 1時間値1ppm以上の状態になった場合
オキシダント	【オキシダント注意報】 1時間値0.12ppm以上の状態になった場合	【オキシダント警報】 1時間値0.4ppm以上の状態になった場合
注意報等解除基準 注意報等が発令された後において、対象地域内の全測定局で大気汚染の状態がその発令基準に該当せず、かつ該当する恐れがなくなったと認められるときは、当該注意報等を解除し、又は該当するものに切り替えるものとする		
備考 1 この表に規定する「1時間値」は、大気中における含有率の1時間値をいう。ただし、浮遊粒子状物質における「1時間値」は、大気中における量の1時間値をいう。 2 この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、大気汚染防止法施行規則第18条に規定するところによるものとする。		

◇微小粒子状物質の注意喚起に係る実施要領

物質名	注意喚起の基準	注意喚起の解除の基準
<p style="text-align: center;">微小 粒子状 物質</p>	<p>暫定的な指針 日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるとされた場合</p> <p>判断基準</p> <p>1 県内の測定局において、午前 5 時から 7 時における濃度の 1 時間値の平均が 2 地点以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合</p> <p>2 県内の測定局において、午前 5 時から 12 時における濃度の 1 時間値の平均が 1 地点でも $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合</p> <p>※ただし、測定機の異常又は局所的な要因によるものと判断された場合を除く</p>	<p>予想注意喚起後に濃度が減少し、県内の全測定局において日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと判断された場合</p> <p>判断基準</p> <p>県内の全測定局において、同時刻の 1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合</p> <p>※ただし、1 時から 12 時及び 20 時から 24 時の 1 時間値は除く。</p>

3 公害関係測定データ

○ 大気汚染常時監視測定結果

ア 二酸化硫黄(SO₂)

◇測定結果(令和5年度)

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 したことの有無
				時間	%	日	%			
堤小学校	364	8,715	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.002	○

◇環境基準の達成状況(日平均値の2%除外値)

(単位:ppm)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
堤小学校	0.002	0.002	0.006	0.003	0.002
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

◇経年変化(年平均値)

(単位:ppm)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
堤小学校	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001

イ 一酸化炭素(CO)

◇測定結果(令和5年度)

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	8時間値(※1) が20ppmを 超えた回数 とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 10ppmを超えた日 が2日以上連続し たことの有無
				時間	%	日	%			
橋本小学校	363	8,665	0.2	0	0.0	0	0.0	1.1	0.3	○

※1 8時間値とは、1日を0～8時、8～16時、16～24時の時間帯に区分し1時間値の平均値を算出したものです。

◇環境基準の達成状況(日平均値の2%除外値)

(単位:ppm)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
橋本小学校	0.6	0.5	0.3	0.4	0.3
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

◇経年変化(年平均値)

(単位:ppm)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
橋本小学校	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

◇測定結果(令和5年度)

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.2 mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値が 0.1 mg/m ³ を超えた 時間数	1時間値 の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.1 mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無
	日	時間	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○
堤小学校	366	8,783	0.008	0	0	0.125	0.024	○
甲田小学校	325	7,824	0.009	0	0	0.114	0.025	○
新城中央小学校	366	8,768	0.009	0	0	0.107	0.026	○
橋本小学校	362	8,735	0.009	0	0	0.110	0.026	○
旧大栄小学校	366	8,763	0.009	0	0	0.115	0.025	○

◇環境基準の達成状況(日平均値の2%除外値)

(単位:mg/m³)

年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
堤小学校	0.027	0.031	0.024	0.022	0.024
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
甲田小学校	0.030	0.031	0.019	0.023	0.025
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
新城中央小学校	0.040	0.029	0.021	0.024	0.026
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
橋本小学校	0.037	0.036	0.017	0.023	0.026
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○
旧大栄小学校	0.024	0.026	0.021	0.026	0.025
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

◇経年変化(年平均値)

(単位:mg/m³)

年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
堤小学校	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
甲田小学校	0.014	0.014	0.009	0.009	0.009
新城中央小学校	0.016	0.013	0.008	0.009	0.009
橋本小学校	0.018	0.016	0.009	0.009	0.009
旧大栄小学校	0.010	0.010	0.008	0.010	0.009

エ 微小粒子状物質(PM2.5)

◇測定結果(令和5年度)

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の割合
	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	時間	日
甲田小学校	329	10.4	20.9	1	0.3

◇環境基準の達成状況(日平均値の年間98%値)

(単位:mg/m³)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
甲田小学校	22.7	21.9	16.4	20.5	20.9
短期的評価による適、否	○	○	○	○	○
長期的評価による適、否	○	○	○	○	○

オ 光化学オキシダント(Ox)

◇測定結果(令和5年度)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
堤小学校	356	5,299	0.024	6	43	0	0	0.078	0.034

◇環境基準の達成状況(昼間の1時間値の最高値)

(単位:ppm)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
堤小学校	0.112	0.071	0.069	0.081	0.078
環境基準の適、否	×	×	×	×	×

カ 二酸化窒素(NO₂)

◇測定結果(令和5年度)

測定局	二酸化窒素 (NO ₂)								
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の98%値
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm
堤小学校	366	8,727	0.005	0.040	0	0.0	0	0.0	0.016
甲田小学校	366	8,729	0.005	0.039	0	0.0	0	0.0	0.014
橋本小学校	350	8,465	0.007	0.044	0	0.0	0	0.0	0.019
旧大栄小学校	366	8,726	0.003	0.029	0	0.0	0	0.0	0.008

測定局	一酸化窒素 (NO)				
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値
	日	時間	ppm	ppm	ppm
堤小学校	366	8,727	0.001	0.059	0.007
甲田小学校	366	8,729	0.001	0.070	0.008
橋本小学校	350	8,465	0.002	0.068	0.008
旧大栄小学校	366	8,726	0.001	0.046	0.003

測定局	窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	年平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
堤小学校	366	8,727	0.006	0.086	0.022	86.0
甲田小学校	366	8,729	0.006	0.102	0.019	83.9
橋本小学校	350	8,465	0.008	0.096	0.026	80.8
旧大栄小学校	366	8,726	0.004	0.066	0.011	77.7

◇環境基準の達成状況(日平均値の年間98%値(NO₂))

(単位:ppm)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
堤小学校	0.018	0.024	0.020	0.020	0.016
環境基準の適、否	○	○	○	○	○
甲田小学校	0.016	0.022	0.021	0.018	0.014
環境基準の適、否	○	○	○	○	○
橋本小学校	0.009	0.011	0.024	0.023	0.019
環境基準の適、否	○	○	○	○	○
旧大栄小学校	0.012	0.026	0.022	0.011	0.008
環境基準の適、否	○	○	○	○	○

◇経年変化(年平均値(NO₂))

(単位:ppm)

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
堤小学校	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
甲田小学校	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
橋本小学校	0.013	0.006	0.008	0.008	0.007
旧大栄小学校	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003

キ 炭化水素(HC)

◇測定結果(令和5年度)

測定局	非メタン炭化水素 (NMHC)									
	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値		6~9時3時間平均値が0.2ppmCを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
					最高値	最低値	日	%	日	%
時間	ppm	ppm	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%	
橋本小学校	8,394	0.04	0.05	350	0.24	-0.09	2	0.6	0	0.0
旧大栄小学校	8,644	0.02	0.02	359	0.22	-0.03	1	0.3	0	0.0

測定局	メタン (CH ₄)					
	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値	
					最高値	最低値
時間	ppm	ppm	日	ppmC	ppmC	
橋本小学校	8,397	2.00	2.00	350	2.12	1.87
旧大栄小学校	8,644	1.99	1.99	359	2.40	1.62

測定局	全炭化水素 (THC)					
	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値	
					最高値	最低値
時間	ppm	ppm	日	ppmC	ppmC	
橋本小学校	8,394	2.04	2.05	350	2.35	1.87
旧大栄小学校	8,644	2.01	2.02	359	2.42	1.60

◇経年変化

測定局	測定項目	年 度					
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
橋本小学校	非メタン炭化水素	年平均値	0.18	0.17	0.06	0.05	0.04
		6~9時における年平均値	0.18	0.17	0.07	0.06	0.05
	メタン (年平均値)		1.95	1.96	1.98	2.00	2.00
	全炭化水素 (年平均値)		2.13	2.12	2.05	2.05	2.04
旧大栄小学校	非メタン炭化水素	年平均値	0.11	0.03	0.03	0.02	0.02
		6~9時における年平均値	0.12	0.04	0.04	0.02	0.02
	メタン (年平均値)		1.99	1.98	1.98	2.00	1.99
	全炭化水素 (年平均値)		2.10	2.02	2.01	2.02	2.01

※ 炭化水素については、環境基準が設定されていないが、環境省の指針値として光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素 (NMHC) について、午前6時から午前9時までの3時間の平均値 0.20~0.31ppmC が示されている。